

日本帆布製品販売協同組合

ドローン活用のための法律・規則

本資料はドローンに関連する法規・規則・規制について調査した内容を纏めた。

以下、様々な場所や施設ごとに設けられている規制の内容について述べる。

【はじめに】

2020年東京五輪・パラリンピックのテロ対策強化のため、会場上空でのドローン(小型無人機)の飛行を禁じる「改正ドローン規制法」が2019年5月17日の参院本会議で可決、成立した。

これまでは皇居や首相官邸、国会議事堂などの重要施設の上空でドローン飛行を禁じてきたが、これに五輪会場関連や防衛関係の施設が加わった。

19年ラグビーワールドカップ(W杯)日本大会も対象となり、同大会前後の一定期間は関連施設の近くでドローンを飛ばすことが禁止された。

これにより無許可で飛行したドローンは警察官や海上保安官が強制的に回収したり、排除命令を出すことも可能になる。大会期間中は要人が相次ぎ来日するため、一部の主要空港周辺のドローン飛行も規制されることになる。

ドローンに関する規制を定める中で中心的な役割を果たす航空法においては「無人航空機の飛行等に関する罪」が定められており、この罪に該当するとされた場合は50万円以下の罰金に処せられる。

実際に、福岡では航空法の規制に違反して無許可でドローンを飛行させた人物が逮捕される事例(福岡の事例)も発生しており、ドローンに関する規制に違反する悪質な行いをした場合には逮捕されることもある。

ドローンの規制は大半が航空法に基づくもので、以下のパターンに該当する場合は事前に国土交通省に申請を行い、許可や承認を受ける必要がある。通常、手続きを経た後であれば問題なくドローン飛行させられるが、無許可で以下のような場所や状況でドローンを飛行させた場合は航空法により罰せられる可能性がある。

事前に手続きをすることなくドローンを飛ばすことは避けなければならない。

1.) 飛行空域・場所に関する規制

1.1 航空法に関する規制

(1) 空港等の周辺の上空空域

- 空港等の周辺の空域においてドローン等の無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の許可が必要になる。
- 規制空域は、空港を中心にすり鉢状に設定されており、空港に近いほど低く、空港から離れるほど高く設定されている。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体と安全確保体制について追加基準が定められている。
- 無人航空機の飛行許可の申請にあたり、空港設置管理者との調整が必要になる。

【空港等の周辺の上空空域の規制について】

ドローンが飛行機やヘリコプターと衝突してしまうことを避けるため、空港付近でのドローンの利用は制限されている。

飛行機が着陸をするコースや離陸するコースにあたる空域でもドローンの利用は規制されており、全ての空港から6km以内エリアがこの規制範囲に該当する。

また、羽田や成田、中部、関西、釧路、函館、仙台、大阪国際、松山、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の空港周辺では、24kmにわたる広いエリアが規制範囲となっている。

(2) 150m以上の高さの空域

- 地表または水面から150m以上の高さの空域において無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の許可が必要になる。
- 地表に高低差がある場合(山や谷など)、規制空域の上限も高低差を反映したものとなる。
- 無人航空機の飛行の許可を申請するに当たり、飛行エリアに応じて関係機関(航空交通管理センター・管制機関)と調整する必要がある。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・安全確保体制について追加基準が定められている。

【150m以上の高さの空域の規制について】

ドローンを地上や水面から150m以上の高さへ飛ばすことも航空法による規制の対象になっている。この高度になると飛行機やヘリコプターなどとの接触のリスクが高まることや、万が一ドローンがコントロール不能になった際にどこに流れていくかわからず、また、落下の際の衝撃も強くなることから制限が課せられている。

(3) 人口集中地区の上空

- 人口集中地区(DID地区)において無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の許可が必要になる。
- 人口集中地区(DID地区)内にある限り、自己所有地や人のいない河川敷における飛行であっても国土交通大臣の許可が必要になる。

ただし、屋内や周囲・上部がネットで囲まれた場所での飛行であれば、国土交通大臣の許可は必要ない。

○機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

【人口集中地区の上空に関する規制について】

車や自転車でも人混みの脇を通る場合や交通量が多い場所を走る時は特に注意が必要であるが、ドローンも同じである。国勢調査の結果を元に定められた「人口集中地区」または「DID」と呼ばれるエリアの上空でのドローン飛行には規制が設けられている。

なお、このエリアには海岸や河原が含まれている場合もあり「そこに人が居なかったり、家がなかったりしても、人口集中地区に該当する場合がある」という点は注意が必要。

*ドローンの利用が規制されているかチェックする方法

上記の3パターンのドローン規制があるエリアについては、該当するかどうかを以下のリンク先で国土地理院が提供する地図からチェックできる。

ドローンを飛行する際には、事前に国土地理院が提供する地図から規制エリアに該当するかをチェックした方が良い。

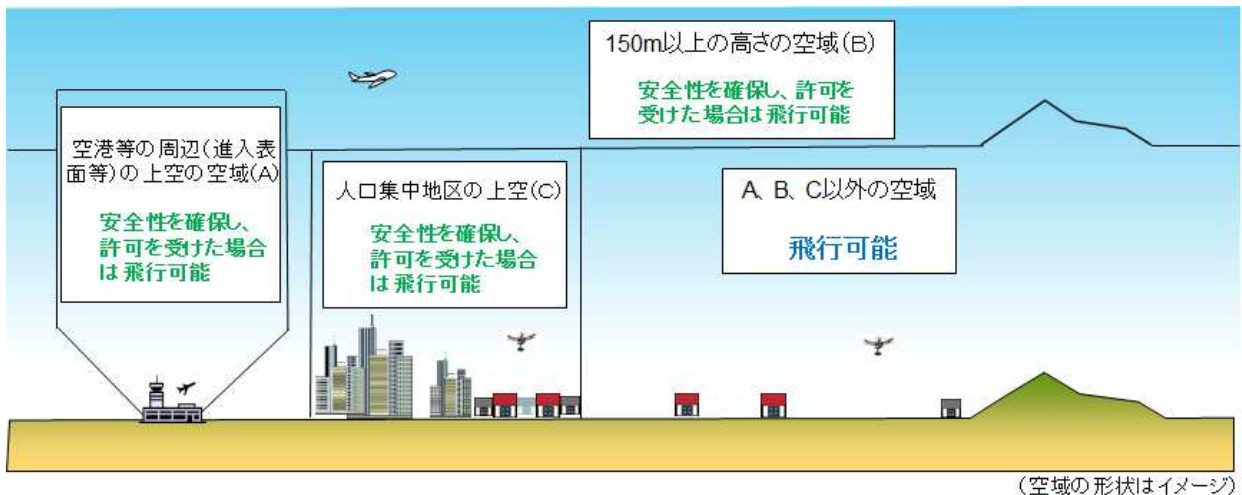
また暗い場所でドローンを飛ばすと肉眼でその姿を捉えづらくなり事故のリスクが高まるため、日没後から日の出の前の暗い状況でドローンを飛ばすことは制限されている。

【スマートフォンでの規制チェック】

iPhoneのアプリ「ドローンフライトナビ」は、「人口集中地区」「空港、ヘリポート、自衛隊基地（進入表面等にも対応）」「小型無人機等飛行禁止法」などの全ての飛行禁止エリアに対応し、余計なログイン作業不要で、飛行エリアを確認することができる。

アプリを開くと所在地が表示され、ピンク色になっている部分が「人口集中地区」、青色部分が「空港、ヘリポート、自衛隊基地周辺」、黄色部分が「小型無人機等飛行禁止法に該当するエリア」として表示される。

（上記3パターンのドローン規制があるエリアの解説図）



1.2 施設に関する規制

(1) 小型無人機等飛行禁止法(国の重要施設、防衛施設、空港、原発、外国公館)

- 国の重要施設等の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は、原則として禁止されている。
- ただし、管理者等の同意を得た、または、公務に基づく飛行で、予め都道府県公安委員会へ通報された場合はこの限りではない。
- 国の重要施設等とは、国会議事堂、主要官庁、最高裁判所、皇居、政党事務所、防衛関係施設、原子力発電所等を指す。
- 200g未満のラジコン・マルチコプターも規制対象となる。

(2) ラグビーW杯特措法・東京五輪特措法

- ラグビーW杯大会会場／東京オリンピック・パラリンピック大会会場や拠点空港におけるドローン飛行は制限されている。
- 対象大会施設や対象空港における飛行に当たっては、組織委員会の同意や空港管理者の同意／事前通報が求められている。
- 対象空港の施設管理者は、滑走路の閉鎖その他の安全確保措置をとることができる。(小型無人機等飛行禁止法が適用・準用される。)

(3) 条例・庁舎管理規則による規制

- 公園や公共施設でのドローンの飛行は、条例により規制されることがある。
- 条例による規制が及ぶ場合、国土交通大臣の許可・承認を受けていても、ドローンの飛行は制約される。
- 条例による規制は、200g未満のラジコン・マルチコプターにも及ぶことがある。
- 条例による規制は、自治体ごとによって異なるので常に最新の規制状況を確認する必要がある。

(4) 米軍施設の上空

- 「米軍施設の上空やその周辺において、ドローンを飛行させないでください」とのビラ・ポスターが防衛省、警察庁、国土交通省、外務省から配布・掲示されている。
- 「これらの行為により、航空機の安全な航行を妨害した時等には、法令違反にあたる場合があります。」との指摘がなされている。
- ただ、「いかなる法令に違反するのか」については、示されていない。

1.3 陸上の規制

(1) 道路交通法(道路使用許可)

- ドローンを利用して「道路上空から撮影を行うだけ」であれば、道路使用許可は必要ない。
- ドローンを利用することで、道路における危険を生じさせ「交通の円滑を阻害する恐れがある場合」、または、道路に人が集まり「一般交通に著しい影響を及ぼす場合」には、道路使用許可が必要となる。
- 道路交通法における「道路」には、車道のみならず歩道も含まれる。→歩道を使用する際にも、道路使用許可は必要となる。
- ドローンと自動車の距離が 30m 未満となる場合には国土交通大臣の承認(30m 未満の飛行)が必要。

(2) 都市公園法(公園管理)

- 都市公園におけるドローンの飛行は、都市公園の管理者の管理行為に従うことになる。
- 地方公共団体の設置による都市公園は、一般的に条例により規制される。
- 都市公園においては、「持ち込み禁止品」のように定められることが多いが、ドローンの飛行に関して規制をしているところもあるので事前に調べる必要がある。

(3) 自然公園法(立ち入り禁止・迷惑行為)

- 都市公園と比較すると、自然公園におけるドローンの規制は比較的緩やかな傾向がある。
- 自然公園は自然の保護を目的としているため、立入禁止区域への立入や迷惑行為が規制されている。
- 自然公園内であっても、他人の土地の上空を飛行する場合には、土地所有者の同意・承諾を得る必要がある。

(4) 民法(土地所有者の同意・承諾)

- 他人の土地の上空でドローンを飛行させる場合には、土地所有者の同意又は承諾が必要となる。
- 国土交通大臣の許可・承認を受けていたとしても、土地所有者の同意・承諾なしに、他人の土地の上空でドローンを飛行させることは、所有権侵害となる恐れがある。
- ドローンの飛行が土地所有権の侵害と認められた場合、土地の所有者から妨害排除請求・妨害予防請求を受けるおそれがある。

○ドローンの飛行により損害が生じたと認められた場合、土地の所有者から損害賠償請求を受けるおそれがある。

1.4 水上の規制

(1) 河川法(河川管理)

○河川法は、河川・河川敷におけるドローンの飛行自体を禁止しているわけではない。

○しかし、河川によっては、河川管理者の河川管理行為として、ドローン飛行の自粛を求められることがある。

○河川・河川敷におけるドローン飛行が認められる場合であっても、一時使用届の提出を求められることがある。

○河川・河川敷におけるドローン規制は、河川によって異なる。飛行予定の河川・河川敷の河川管理者に確認する必要がある。

(2) 海岸法(海岸管理)

○上記した河川の使用と同様に、海岸においても自由使用の原則が認められている。

○河川における管理行為と同様に、海岸においても海岸管理者の管理行為による制約を受ける。

○河川におけるドローンの飛行制限と比べて、海岸におけるドローンの規制は比較的緩やかに運用されている。

○海水浴場が設けられている場合、海水浴場におけるドローンの飛行は、海水浴場の管理者の管理行為による制約を受ける。

(3) 港則法(作業許可・行事許可)

○港則法と海上交通安全法は、「海の道路交通法」に該当するが、両者は適用海域が異なる。

○港則法にドローンの飛行自体を規制する条文はない。

○しかし、ドローンの飛行が「作業」にあたる場合には許可が必要になる。

○ドローンの飛行に関して「行事」を行う場合にも許可が必要になる。

(4) 海上交通安全法(作業許可・届出)

○前記したように海上交通安全法と港則法は、「海の道路交通法」に該当するが、両者は適用海域が異なる。

○海上交通安全法にドローンの飛行自体を規制する条文はない。

○ドローンの飛行が「作業」にあたる場合には、許可または届出を行う必要がある。

(5) 港湾法(港湾管理)

○港湾区域及び港湾施設におけるドローンの飛行は、港湾管理者の承認・許可が必要になる。

○港湾法と港則法はともに港を対象とするため、場所的範囲が重なり合う部分がある。

- 港湾法は港湾施設の管理を目的とするのに対して、港則法は船舶交通の安全を目的としており、両者は目的において異なる。
- 地方公共団体が港湾管理者である場合、条例によりドローンの飛行が規制される場合がある。

1.5 空域に関するその他の規制

(1) 飛行調整

- 大規模災害等が発生した場合、被災地における無人航空機の飛行調整(飛行自粛)への協力を求められることがある。
- この場合、本来であれば国土交通大臣の許可・承認が不要な場所であっても、無人航空機の飛行の自粛や通報を求められることがある。
- 飛行調整(飛行自粛)の有無については、国土交通省のHPIに掲載されている。

2. 飛行の方法に関する規制

2.1 航空法(禁止/遵守)

(1) 飲酒時の操縦禁止

- アルコール又は薬物の影響により正常な飛行ができない恐れがある間の無人航空機の操縦は禁止されている。
- 飲酒時の操縦禁止は、国土交通大臣の承認の対象ではなく遵守事項である。
- したがって飲酒時の操縦禁止は、航空法上の義務であるため、違反した場合、罰則の適用対象となる。

(2) 飛行前点検の遵守

- 無人航空機が飛行に支障がないこと、その他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後でなければ無人航空機を飛行させることはできない。
- 飛行前点検の遵守は国土交通大臣の承認の対象ではなく、遵守事項である。
- 飛行前点検の遵守は航空法上の義務であるため、違反した場合、罰則の適用対象となる。

(3) 衝突予防の遵守

- 無人航空機を飛行させる際には、航空機・他の無人航空機との衝突を予防する措置をとることが求められる。
- 衝突予防の遵守は国土交通大臣の承認の対象ではなく、遵守事項である。
- 衝突予防の遵守は航空法上の義務であるため、違反した場合、罰則の適用対象となる。

(4) 危険な飛行の禁止

- 他人に迷惑を及ぼすような飛行方法は禁止されている。

- 危険な飛行の禁止は国土交通大臣の承認の対象ではなく、遵守事項である。
- 危険な飛行の禁止は航空法上の義務であるため、違反した場合、罰則の適用対象となる。

2) 航空法(国土交通大臣の承認)

(1) 夜間飛行

- 日の出前または日没後において無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の承認が必要となる。
- 日の出および日没の時刻は、国立天文台が発表する「日の出」および「日の入り」の時刻となる。そのため、地域によって時刻が異なる。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

(2) 目視外飛行

- 目視による常時監視をできない環境で無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の承認が必要となる。
- 操縦者がメガネやコンタクトレンズの着用は「目視」に含まれるが、補助者による監視および双眼鏡・モニターによる監視は「目視」に該当しない。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

【補足事項】

機種によっては、ドローンからリアルタイムで送られてくる映像を専用のゴーグルで見ることで操縦者が目視できない場所までドローンを飛ばすことができる。また、自動航行により肉眼では見えなくなる場所までドローンを送ることも可能である。しかし、ゴーグルを装着しての飛行は死角が多いため難易度が高く、目視外の自動航行もオペレーターによる危機回避が行えないため、規制の対象となっている。そのため、ドローンを飛ばす際には、事前に国土交通省の承認をうけた場合を除き、操縦者が肉眼で見える範囲で飛行をしなければならない。

(3) 30m未満の飛行

- 人または物件と 30m 未満の距離で無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の承認が必要となる。
- 30m 以上の距離が求められる「人」とは、関係者以外の者を指す。
- 30m 以上の距離が求められる「物件」とは、関係者が所有または管理する物件以外のものを指す。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

【補足事項】

ドローンを第3者や第3者の建物、車などの30m未満の範囲に飛ばす場合は衝突のリスクが高まるため規制の対象になる。なお、ドローンの操縦者や、ドローンの操縦者へ撮影などを依頼した人に関しては「第3者」ではなくなるため、規制の対象外である。

(4) イベント上空飛行

- 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で無人航空機を飛行させるためには、国土交通大臣の承認が必要となる。
- 「多数の者の集合する催し」とは、特定の場所や日時に開始される多数の者の集まる催しを指す。
(自然発生的なものは含まれない。)
- 原則として、イベントが行われる予定会場の開場時から閉場時までが、規制対象となる。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制に関する追加基準が定められている。

【補足事項】

岐阜県大垣市の大垣公園で開催されていた『ロボフェスおおがき 2017』の会場でおかしをまいていた重さ約4kgのドローンがバランスを失って約10メートルの高さから墜落、付近にいた6人が負傷するという事故が2017年の11月4日に発生している。この1件を受けて、2017年の後半にはイベント会場でのドローン関連の催しを中止する自治体が急増した。また今後、催し物会场上空での飛行は審査がより厳しくなったり、より厳格な規制がかされる可能性もある。

【立ち入り禁止区画の範囲について】

新たに、飛行高度に応じて下記のように立ち入り禁止区画を設定することが義務付けられた。これは、万が一ドローンが落下した際に、真下に居る人に直撃するリスクを減らすため処置である。

- ・飛行高度 0～20m: 水平距離 30m の立ち入り禁止区画
- ・飛行高度 20～50m: 水平距離 40m の立ち入り禁止区画
- ・飛行高度 50～100m: 水平距離 60m の立ち入り禁止区画
- ・飛行高度 100～150m: 水平距離 70m の立ち入り禁止区画

(5) 危険物輸送

- 無人航空機を用いて危険物を輸送するためには、国土交通大臣の承認が必要となる。

- 輸送が禁止される「危険物」とは、爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損壊する恐れのある物件で、国土交通省令で定めるものを指す。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

【補足事項】

火薬やガソリン、石油などの危険物をドローンで運ぶことは規制対象となっている。自動車でもガソリンなどの危険物を積むタンクローリーを運転するためには危険物取扱者の資格が必要になるが、ドローンも危険物を積む際には事前承認が必要になる。

(6) 物件投下

- 飛行中の無人航空機から物件を投下するためには、国土交通大臣の承認が必要となる。
Amazon や楽天などの取り組みの影響で荷物配達へのドローンの活用が注目されているが、飛行しているドローンから箱などを落とす利用方法は規制の対象となっている。また、固形物だけでなく、液体を散布する場合も規制の対象になるため注意が必要である。
- 水や農薬など液体・霧状のものを散布する行為も「物件投下」に該当するが、計測機器等を設置する（置く）行為は「物件投下」に該当しない。
ドローンで農薬をまく場合は国土交通省への申請に加えて農林水産省の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」の規制にも従う必要がある。
- 機体・操縦者・安全確保体制に関する一般基準に加えて、機体・操縦者・安全確保体制について追加基準が定められている。

3) 機体の機能及び性能に関する規制

3.1 無人航空機の飛行に関する許可承認の審査要領

(1) 全ての無人航空機の機能及び性能に関する規制

- 国土交通大臣の許可・承認にあたり全ての無人航空機（機体）が備えるべき機能・性能に関する一般基準が定められている。
- 基準に適合することを国が確認した機体（基準適合機）については、許可・承認の申請の際に提出する資料の一部を省略することが認められている。
- 飛行空域・場所または飛行方法に応じて、機体の追加基準が定められている。

【参考事項】

航空法によるドローン規制を回避する方法：

航空法が適用されるのは屋外のみである。そのため壁や天井、ネットなどで囲われた場所(屋内)でドローンを飛ばす場合は航空法に基づく規制対象ではない。そのため「物体投下の練習をしたい」「ゴーグルをつけて目視外でドローンを飛ばしたい」というような場合は、まず室内で練習をするのが良い。

航空法の規制対象となるドローンは総重量 200 グラム以上：

航空法に関連して規制の対象になるドローンは総重量が 200 グラム以上と定められている。飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものの中で、200g未満の重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)のものを除くものが対象外になる。即ち、いわゆるドローン(マルチコプター)、ラジコン機、農業散布用ヘリコプター等が航空法の規制対象外となる。

(2)最大離陸重量 25kg以上の無人航空機の機能及び性能に関する規制

- 最大離陸重量 25kg以上の飛行に関する前提として、全ての無人航空機の機能・性能に関する規制(一般基準)を満たす必要がある。
- 全ての無人航空機の機能・性能に関する一般基準に加えて、最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機(機体)が備えるべき機能・性能に関する一般基準が定められている。
- 基準に適合することを国が確認した機体(基準適合機)については、許可・承認の申請の際に提出する資料の一部を省略することが認められている。
- 飛行空域・場所または飛行方法に応じて、機体の追加基準が定められている。

【参考事項】

* 機体要件：

国土交通省のホームページに掲載の無人航空機以外を飛行させる場合は、申請時と同じ機体で3時間以上、10回以上を目安とする十分な飛行実績を積み、安全に飛行できることを確認する必要がある。また、イベント会场上空の飛行を国交省に申請する際には新たに上記「飛行時間」と「飛行回数」を記載することになる。加えて、プロペラガードなどを装着して、万が一機体と人が接触してしまっても、被害を軽減するための対策をしておくことが義務化されている。

* 風速制限：

風速が 5m/s 以下のコンディションでなければ飛行はできない。

* 速度制限：

国交省のホームページには「風速と速度の和が7m/s 以下とすること」と記載されており、例えば風速3m/s の状況下で飛行させる場合、ドローンの速度は「7-3-4」で4m/s 以下としなければならない。

* 例外措置

以下の場合に該当する場合は、上記の安全対策を講じない場合でも飛行が許可される。

- ・機体に係留装置を装着しているか又はネットの設置等を活用した安全対策を講じている場合

・機体メーカーが自社の機体の性能にあわせ落下範囲を保証している等、その技術的根拠について問題ないと判断できる場合

4) 飛行させる者の飛行経歴・知識・技能に関する規制

4.1 無人航空機の飛行に関する許可承認の審査要領

(1) 無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・技能に関する規制

- 国土交通大臣の許可・承認にあたり無人航空機の操縦者が備えるべき飛行経歴・知識・技能に関する一般基準が定められている。
- 国土交通省航空法HPに掲載された「無人航空機の講習団体及び管理団体」の講習修了者は、当該団体の修了証明書の写しを提出する場合、許可・申請の際に提出する資料の一部を省略できる。
- 飛行空域・場所または飛行方法に応じて、操縦者に関する追加基準が定められている。

5) 安全確保体制に関する規制

5.1 無人航空機の飛行に関する許可承認の審査要領

(1) 安全確保体制の構築

- 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(以下、審査要領)に定める安全確保体制を構築する必要がある。
- 飛行マニュアルに安全確保体制の詳細を定める。
- 航空局標準飛行マニュアルを使用する場合、標準飛行マニュアルに沿った安全確保体制を構築する必要がある。これと異なる安全確保体制を構築する場合、独自マニュアルを作成する必要がある。

(2) 飛行マニュアルの作成

- 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(以下、審査要領)で定める基準を満たす飛行マニュアルを作成する必要がある。
- 国土交通省航空局が作成した「航空局標準飛行マニュアル」を使用することで飛行マニュアルの作成に代えることができる。
- 標準飛行マニュアルを使用する場合、標準飛行マニュアルの内容に沿った運用を行う必要がある。これと異なる運用を行うためには、独自マニュアルを作成する必要がある。

(3) 飛行情報の確認/登録

- 他の無人航空機の飛行予定の情報を飛行情報共有システムで確認するとともに、自らの無人航空機の飛行予定の情報を登録(入力)することが求められる。
- 他の無人航空機の飛行計画と重複する場合、当該無人航空機の運行者と連絡を取り、飛行日時の調整を行うことが必要になる。
- 有人航空機が接近した場合、警告が表示される。

○地方公共団体が条例などで定めた飛行禁止エリアについても、オンライン上で確認することができる。

(4) 飛行経路・飛行日時の特定

- 一定の飛行については、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に当たって、飛行経路を特定すること(いわゆる個別申請)が求められる。すなわち、全国包括申請は認められない。
- 一定の飛行については、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に当たって、飛行日時を特定することも求められる。

(5) 無人航空機の点検・整備

- 安全確保体制の一環として、無人航空機の点検・整備及び点検整備記録の作成を行う必要がある。
- 点検・整備及び点検整備記録の作成の具体的な運用については、飛行マニュアルに定める必要がある。
- 「航空局標準飛行マニュアル」を用いた場合、標準飛行マニュアルに沿って点検・整備および点検・整備記録の作成を行う必要がある。これと異なる点検・整備および点検・整備記録の作成を行うためには、独自マニュアルを作成する必要がある。

(6) 飛行記録の作成

- 安全確保体制の一環として、飛行記録を作成する必要がある。
- 飛行記録の作成に関する具体的な内容(作成手順・様式・管理方法)については飛行マニュアルに定める必要がある。
- 航空局標準飛行マニュアルを用いた場合、標準飛行マニュアルに沿って飛行記録の作成を行う必要がある。これと異なる飛行記録の作成を行う場合、独自マニュアルを作成する必要がある。

(7) 飛行実績の報告

- 国土交通大臣の許可・承認の条件として、飛行実績の報告が求められている。
- 飛行経路を特定しない包括申請または3か月を超える期間を定める包括申請に基づく無人航空機の飛行は飛行実績の報告対象となる。
- 上記に関しては国土交通大臣の許可・承認の日から、3か月ごとに報告する必要がある。
- 無人航空機の飛行を行わなかった場合も、「飛行実績が無い」旨の報告をしなければならない。

(8) 事故等の報告

- 無人航空機の飛行による事故等が発生した場合、許可・承認を行った行政庁へ**事故**の概要を報告しなければならない。
- 報告対象となる「事故」には、人の死傷や第三者の物件の損傷のみならず、機体の紛失、航空機との接近事案も含まれる。

○必要に応じて、警察・消防への連絡も行う必要がある。

6) その他の規制・ガイドライン

6.1 航空法

(1) 報告徴収・立ち入り検査

- 国土交通大臣は、無人航空機の飛行又は設計等に関して報告を求めることができる。(報告徴収)
- 国土交通大臣は、その職員に事務所・工場等に立ち入って、無人航空機、帳簿、書類などを検査させ、又は関係者に質問させることができる。(立入検査)
- 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計等をする者が対象となる。

(2) 飛行に影響を及ぼす恐れのある行為の禁止

- 航空機の飛行に影響を及ぼす恐れのある行為は規制される。
- ただし、公益上やむをえない一時的な行為については許可されることがある。
- 無人航空機の飛行に影響を及ぼす恐れのある行為は禁止される。

(3) 無人航空機の登録

- 国土交通大臣は、無人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。
- 国土交通大臣は、無人航空機の登録を行ったときは、登録記号等を通知する。
- 無人航空機登録原簿に登録していない無人航空機、及び、登録記号の識別措置を講じていない無人航空機を飛行させることはできない。

6.2 電波法

(1) 無線局の免許・登録

- ドローンを含め電波を発する無線設備を使用するためには、原則として総務大臣の免許が必要となる。
- 但し、微弱無線局や小電力無線局に該当する場合、無線局の免許及び登録は不要である。
- 海外で使用されるものには技適マークがついていないものがある。
- 無線機を改造した場合、技適マークを抹消しなければならない。

6.3 ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取り扱いに係わるガイドライン

(1) プライバシー権・肖像権・個人情報保護

- ドローンによる撮影および撮影映像をインターネット上で公開することについての考え方を整理し、注意事項をまとめたガイドラインが公表されている。(総務省)
- 同ガイドラインでは、被撮影者のプライバシー権・肖像権、ならびに個人情報保護法との関係についての考え方を示している。

○同ガイドラインでは、インターネット上で撮影映像の公開を行う者は撮影の際に被撮影者の同意を得ることを前提としつつ、同意を得ることが困難な場合の対応として、撮影態様の配慮、撮影映像への配慮、削除依頼への適切な対応に注意することが望ましいとされている。

【補足事項】

電波は多くの人々が利用しており、現在の社会生活に欠かすことのできない重要なものであるが、電波を効率的に使うために、使用するチャンネルや送信出力、無線機の技術基準など様々なルールが設けられている。

技適マークが付いていない無線機の多くは、これらのルールに従っていないことが多い。このような無線機を使用すると、知らず他人の通信を妨害したり、ひいては社会生活に混乱を来すことになるので注意が必要となる。

7)適用除外

7.1 航空法の適用除外

(1)室内での飛行

○屋内での飛行は航空法の規制の対象外となる。

○そのため、屋内で無人航空機を飛行させる場合、国土交通大臣の許可・承認を受ける必要はない。

○ゴルフ練習場のようにネットで囲われたような場所は屋内とみなすことができるので、航空法の規制の対象外となる。

(2)200g未満のラジコン・マルチコプター

○200g 未満のラジコン・マルチコプターは、「無人航空機」から除外されるため、無人航空機を対象とした規制(飛行空域・場所に関する規制、飛行方法に関する規制)の対象外となる。

○200g 未満のラジコン・マルチコプターであっても、航空機の飛行に影響を及ぼす行為は規制されている。(航空法第 134 条の 3 第 1・2 項)

○200g 未満のラジコン・マルチコプターであっても、航空法以外の規制については、一般のドローンと同様に規制が及ぶ。

(3)捜索・救助のための特例

○都道府県警察、国・地方公共団体又はこれらから依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索・救助のために無人航空機を飛行させる場合には、国土交通大臣の許可・承認を受ける必要はない。

○この場合、無人航空機の操縦者が第一義的に負っている安全確保の責務を免除するものではない。

○国土交通省では、捜索・救助のために国土交通省の許可・承認を受けずに行う無人航空機の飛行に関する運用ガイドラインを定めている。

(4) 安全を損なう恐れのない飛行

○国土交通省令で定める「安全を損なうおそれのない飛行」を行う場合は、国土交通大臣の許可・承認がなくても無人航空機を飛行させることができる。

【その他の要注意事項】

その他、ドローンに関する利用の制限には、法律で明確に規制されていたり、罰則が設けられていたりするわけではないけれど、「やってはいけないこと」や「やらないほうが良い」とことも存在する。

国土交通省のウェブサイトにある[航空：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール](#)に記載のある「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」を見ると、「うっかりやってしまうと危ない」事例出ているので、ぜひ、チェックする必要がある。

「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」で紹介されている事例の中から：

- ・高速道路や新幹線等に、万が一無人航空機が落下したりすると、交通に重大な影響が及び、非常に危険な事態に陥ることも想定される。そのため、それらの上空及びその周辺では無人航空機を飛行させないことを念頭に置かねばならない。
- ・鉄道車両や自動車等は、トンネル等目視の範囲外から突然高速で現れることがある。そのため、それらの速度と方向も予期して、常に必要な距離（30m）を保てるよう飛行させなければならない。
- ・高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設の付近では、電波障害等により操縦不能になることが懸念されるため、十分な距離を保って無人航空機を飛行させなければならない

ドローンは正しく使えば役に立つ道具である。実際に、空撮や点検、測量、建設等の分野などで活用が進んでおり、2022年までに2100億円を超える規模にドローン関連市場が成長するという予測もなされている。しかし、このような期待とあわせて「ドローンの規制がよくわからない」「まちがって違反をするのが怖い」という声を聴くことも少なくない。

ドローン規制についての十分な知識を身に付け、安全なドローン操作を心掛けねばならない。